

【動物用医薬品特例店舗販売業許可更新手続きについて】



更新手続きは、店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

許可証の発行までに時間を要しますので、許可有効期限の1か月程前までに手続きをお願いします。

受付時間 平日 午前 8:30～11:30 午後 1:00～4:30

必要書類

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品特例店舗販売業許可更新申請書	<input type="radio"/> 法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載
<input type="checkbox"/> 品目表2	<input type="radio"/> 現在許可を受けており、引き続き取り扱おうとする動物用医薬品の品目名及びその製造販売業者の名称
<input type="checkbox"/> 旧許可証 (現在、使用している許可証)	<input type="radio"/> 原本を持参してください
<input type="checkbox"/> 店舗において販売、授与する医薬品の区分を記載した書類 <input type="checkbox"/> 相談に応ずる電話番号等を記載した書類 <input type="checkbox"/> 特定販売に関する項目を記載した書類等	<input type="radio"/> 平成26年8月11日以降に最初の更新 をする場合は、これらについて書類の添付が必要です。様式は問いませんが、 <u>特例添付書類(参考様式)</u> がありますのでそちらにまとめて記載していただいてもかまいません

手数料：11,300円（鹿児島県収入証紙）

※ 鹿児島県収入証紙の販売場所については、鹿児島県ホームページ等でご確認ください。

※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について店舗立入検査を行います。

※ 不明な点がございましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。

〇〇 **留意事項** 〇〇〇〇

※ 取扱品目を追加、変更する場合は、「動物用医薬品特例店舗販売指定品目変更(追加指定)申請書」が必要です。

※ 許可品目の取扱を廃止する場合は、「動物用医薬品店舗販売業許可関係事項変更届出書」（事後の届け）が必要です。

※ 取扱品目を追加、変更、廃止した場合は、「動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請書」が必要です。

